

【共通】

Q1 交付申請から交付決定までにかかる期間はどれくらいですか。

概ね3週間です。

Q2 交付要綱第3条第5項第3号の、「山形県の他の補助金」とは何ですか。

「やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助金」や「住宅リフォーム総合支援事業」(市町村が窓口)など、対象設備を同じくする県の補助金(県の予算で団体等が執行するものを含む)が該当します。

なお、補助金の対象となる設備が異なれば、双方の補助金について補助対象となる場合がありますので、各補助金の窓口にてご相談ください。

Q3 対象設備について、「山形県内に事業所を有する事業者から購入すること」とありますが、事業所を有する事業者とは具体的にどのようなことですか。

ここでの事業所とは、顧客の開拓から契約の締結までの営業活動を行っている拠点をいい、こうした営業活動の拠点を山形県内に有する事業者が該当します。本店、支店、支社、営業所等の名称は問いません。

なお、製品の製造のみ行っている工場は該当しません。

Q4 山形県内に事業所を有する事業者から対象設備を購入しましたが、契約書上は当該事業者の本社との契約になり、本社住所が県外となっています。追加で必要な書類はありますか。

県内に事業所を有する事業者であれば、契約書に県外の本社等の住所が記載されていても差し支えありません。

この場合、県において、県内に事業所があることを容易に確認できる場合は追加の書類提出は必要ありませんが、確認できない場合は、県内に事業所を有することを確認するために必要な書類の提出を求める場合があります。

Q5 同居していない家族(親族)のために補助対象設備を購入し、家族(親族)が居住する住宅に設置する場合、補助の対象になりますか。

補助金の申請者は、山形県内に住宅を有する(又は有する予定の)方で、自ら使用する住宅の為に設置することを要件としており、申請者が居住しない住宅への設置は補助の対象となりません。

なお、勤務先の都合等で一時的に単身赴任中の方が、山形県内の家族が居住する住居へ設置する場合は対象となります。

Q6 現地調査はいつ実施されますか。

実績報告書に現地調査の希望日を記載していただきます。環境ネットやまがたに提出後、提出書類の確認・現地調査の実施をします。提出日から3週間以降の平日をご記入ください。

希望日に実施できるように努めますが、希望に添えない場合がございます。手続代行業者を通じ、早めにご案内するように致しますので、ご容赦ください。

なお、今年度から現地調査を全数検査から抽出検査に変更しましたので、現地調査を実施しない場合があります。

【蓄電池設備（非FIT型・卒FIT型）】

Q1 今年度、蓄電池への補助はありますか。

県では、蓄電池設備に対し、次の2つの場合に補助金を交付します。

	蓄電池設備と太陽光発電設備を 同時導入する場合	太陽光発電設備が既設で 蓄電池を新たに設置等の場合
	非FIT型	卒FIT型
補助率	7万円/kWh 又は 1 / 3	3万円/kWh 又は 1 / 6
補助上限	40万円	20万円
補助予定件数	80件	50件
申請方法	令和8年11月30日までに事前申込書を提出。	令和8年11月30日までに交付申請書を提出。
備考	「山形県県民みんなで地産地消電力買取プラン」に登録されている小売電気事業者が提供する買取プランに申請し売電することが要件となります。 事前申込書の受理決定通知を受けた方は、設置工事及び電力受給開始後に交付申請書（兼事業実績報告書）を提出頂きます。	「山形県県民みんなで地産地消電力買取プラン」に登録されている小売電気事業者が提供する買取プランに申請し売電することが要件となります。 交付決定通知を受けてから、工事に着手してください。
	先着順で受付のため、予算額に到達次第募集を締め切らせていただきます。	

Q2 「卒FIT型」について、詳しく教えてください。

「卒FIT型」は、FIT調達期間が終了した方、もしくはFIT認定を受けていない方を対象とした補助メニューです。

補助対象となる条件等は、下記のとおりです。

- パワコンの更新と余剰電力を「山形県県民みんなで地産地消電力買取プラン」に登録されている地域新電力に売電することが条件です。
- 既設置の蓄電池を更新する場合も補助対象となります。ただし、過去に当該補助

金を活用して設置した蓄電池の更新は補助対象外となります。

- 既設置の太陽光発電設備の容量に定めはありません（10kW 以上も補助対象となります）。

Q3 蓄電池設備【非FIT型】【卒FIT型】の要件にある「山形県県民みんなで地産地消電力買取プラン」とはなんですか。

県では、再生可能エネルギーの地産地消を推進するため、固定価格買取制度（FIT）等に拠らない自家消費を前提とした太陽光発電設備を導入された方向けに、県内の小売電気事業者が実施している余剰電力買取プランを紹介しています。登録プランの詳細については、県 HP をご確認ください。

なお、手続きの概要については以下の流れとなっております。

〈参考：山形県県民みんなで地産地消電力買取プランの主な流れ〉

- ①買取プランへの申込（申請者→小売電気事業者）
↓
- ②系統連携承諾書（工事事業者→小売電気事業者）
↓
- ③余剰電力買取開始通知（小売電気事業者→申請者）
※③は事業実績報告書への添付が必要な書類です。

Q4 太陽光発電設備が既に設置されている住宅が太陽光発電設備を増設し、蓄電池設備を設置する場合は、補助の対象になりますか。

「非 FIT 型」は、太陽光発電設備との「同時導入」（太陽光発電設備の新規導入）を要件としており、発電設備を増設する場合は補助の対象となりません。

「卒 FIT 型」は、増設の場合でも補助の対象となります。その場合、既存と増設それぞれの太陽光発電設備のメーカー、定格出力、型式等が分かる資料を添付してください。

Q5 補助金額はどのようにして算出しますか。

算定においては、国等の補助事業の執行団体（一般社団法人環境創造イニシアチブ（略称 SII））に登録された製品情報のうち、初期実効容量（kWh 単位の小数点以下第 1 位未満を切捨て）に 7 万円（非 FIT 型）・3 万円（卒 FIT 型）を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は補助対象経費の 1/3（非 FIT 型）・1/6（卒 FIT 型）のいずれか低い額を用います。

上限は、非 FIT 型は 40 万円、卒 FIT 型は 20 万円です。

Q6 太陽光発電設備の工事を開始してしまいましたが、蓄電池設備補助金の申請はできますか。

「非 FIT 型」は、蓄電池設備の工事を令和7年4月1日以降に着工し、令和9年1月31日までに事業完了(電力会社との電力受給開始)するものであれば、申請可能です。

「卒 FIT 型」は、事前着工を認めておりません。

Q7 交付要綱第3条第5項第4号の、「国等の補助制度」とは何ですか。

【蓄電池設備】

「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業」(経済産業省・国土交通省連携事業)など、対象設備を同じくする国の補助金(国予算で団体等が執行するものを含む)が該当します。

Q8 補助対象となる国内メーカー(国外メーカーの日本法人を除く。)の製品とは何ですか。また、補助対象とならない海外メーカーの製品の例を教えてください。

過去の補助事業で申請実績のあった国内メーカー及び補助対象としない海外メーカーの一例は下記のとおりです。

あくまで一例ですので、申請の際は国内メーカー製品であることをお確かめください。

【申請実績のあった国内メーカー例】

ニチコン、シャープ、京セラ、パナソニック、オムロン、長州産業、ダイヤゼブラ電機 等

【補助対象としない海外メーカー例】

ハンファQセルズ、デルタ電子、カナディアンソーラー、テスラ 等

Q9 海外製の太陽光パネルは補助対象になりますか。

太陽光パネルは日本製に限らず海外製のものであっても問題ありませんが、蓄電池は国内メーカーの製品のみが補助対象となります。

Q10 太陽光パネルをリース契約で設置し、併せて蓄電池設備を購入して設置する場合は、補助の対象になりますか。

太陽光パネルについては、購入する場合に限らずリース契約でも補助の対象になります。ただし、新品の太陽光パネルである場合に限りです。

なお、蓄電池設備をリース契約で設置する場合は、補助の対象になりません。

【木質バイオマス燃焼機器】

Q1 新築の家に薪ストーブを取り付ける予定です。住宅建設工事は着工してしまいましたが、補助金の交付申請はできますか。

住宅建設工事は着工については県への交付申請前であっても差し支えありませんが、薪ストーブなど補助金の対象となる設備に関する工事(煙突など付属の機器の取り付け工事も含みます)の着工は、交付決定後でなければなりません。ただし、煙突などの付属機器の一部が屋根と一体化しており、住宅建設工事と併せてやむを得ず交付決定前に着工する必要がある場合は、やむを得ない部分に限り着工を認めることがありますので、事前にご相談ください。

Q2 現在、ペレットストーブを設置していますが、薪ストーブに更新する予定です。補助対象となりますか。

ペレットストーブと薪ストーブは同一の補助対象設備(木質バイオマス燃焼機器)とみなします。したがって、この場合は「更新」にあたり、補助の対象とはなりません。

Q3 申請者自身が補助対象設備を用意する場合などに、交付申請前に材料を購入し、補助対象経費の資料として、見積書の代わりに領収書を用いて補助金の申請はできますか。

できません。

交付申請を行い、交付決定を経た後に事業着手が可能になるところ、交付決定前の補助対象設備の購入は事業の事前着手に該当します。補助を利用するにあたっては、事前購入など補助対象経費の支払、決済は行わないでください。

Q4 設置業者との契約金額が20万円を超えれば補助要件を満たしますか。

補助対象経費は機器の設置に直接必要な経費であり、例えば設備の保険料や各種個別サービス、同時購入した燃料、補助手続代行料など、間接経費に該当する一部の経費は対象になりません。

補助対象経費が20万円を超えるものとして申請したものの、内容を審査した結果、20万円以下になってしまう場合も想定されますので、経費についてはあらかじめよく確認して申請してください。

なお、木質バイオマス燃焼機器は補助対象経費が「20万円を超えるもの」が対象であり、「20万円」ちょうどのものは対象になりません。

また、交付決定があっても、施工後の補助対象経費の実績額が20万円を超えなくなった場合は補助金の交付ができませんので、注意してください。

Q5 交付要綱第3条第3項第1号の、薪又はチップを燃料とするストーブに関する承認はどのように確認すればよいですか。

仕様書やカタログに記載されていますのでご確認ください。例えば、ヨーロッパノームの場合は「EN13240」との記載があります。不明点は販売業者へお尋ねください。

Q6 古い木質バイオマス燃料機器から新しいものへの買替は、補助対象になりますか。

新しいストーブへの買替は「更新」にあたるため、補助対象になりません。

Q7 過去にやまがた未来くるエネルギー補助金を活用して、木質バイオマスストーブを住宅のリビングに設置しました。今回、別の部屋に設置したいと考えていますが、補助金の申請は可能ですか。

同設備に対して、1人1回限りの補助となりますので、過去に当該補助金を活用された場合は、再度の申請はできません。

ただし、事業者であって、県内の営業所など別の場所に、木質バイオマスストーブを1台ずつ設置する場合は、補助対象となります。

【地中熱利用装置】

Q1 地中熱利用装置(融雪装置)の設置について、施工箇所の舗装費用は補助対象になりますか。

配管を埋設するための路盤整備及び保護コンクリートの打設は補助対象とします。それ以外の施工は原状復旧に該当するものであり、例えば舗装に当たる施工などについては、原則として対象外となります。

現状が砂利敷きを含め、土間である場合、埋設した配管の上に設置するブロック、タイル等の設置は舗装にあたり、補助対象外となります。現状がタイル、ブロックである箇所に施工する場合、その現状に復帰する経費は補助対象とします。

Q2 井戸が既に設置してあり、既設の井戸を利用して地中の熱を採熱することとしたとき、井戸掘削以外の施工(地下水を流す配管等設備の埋設やコンクリート舗装など)を補助対象経費として、地中熱利用装置を設置する事業は補助対象になりますか。

補助対象になります。